

大田区立志茂田中学校 私的端末の使用に関する学校ルール

1 私的端末による生徒の撮影は禁止します。

教職員は、私的端末（個人所有のスマートフォンやカメラ、タブレット端末等の情報機器や録画機器）での生徒の撮影は行いません。また、他の教職員が私的端末で生徒を撮影している疑いを把握した場合は、速やかに管理職に報告します。報告を受けた管理職は証拠を保管したうえで速やかに教育委員会指導課に報告します。

2 私的端末の教室等への持ち込みは原則として禁止します。

教職員は管理職の許可なく私的端末を教室等（生徒が日常の学校生活で使用する教室、更衣室、トイレ、体育館、校庭、プール等）へ持ち込みません。私的端末は職員室、事務室、校長室及び教職員ロッカー等に保管します。緊急時、その他の理由により持ち出す場合は、管理職の許可を得て、記録簿に記録します。

3 本学校ルールを年度当初に確認・周知します。

校長は年度当初に教職員、生徒、保護者及び地域に対し、本学校ルールの内容を周知します。また、年間2回の服務研修の際に改めて指導を教職員に対して行います。

なお、学校所有の端末で撮影する場合であっても、事前に生徒に撮影する旨を伝えるとともに、撮影した画像は管理職の許可なく持ち出さないこととします。

以上のルールを全教職員が厳守し、こどもの安心・安全を守ります。